

2025年度

キャンパスガイド

(学生便覧)

履修・学生生活案内



宮崎大学大学院地域資源創成学研究科

目次

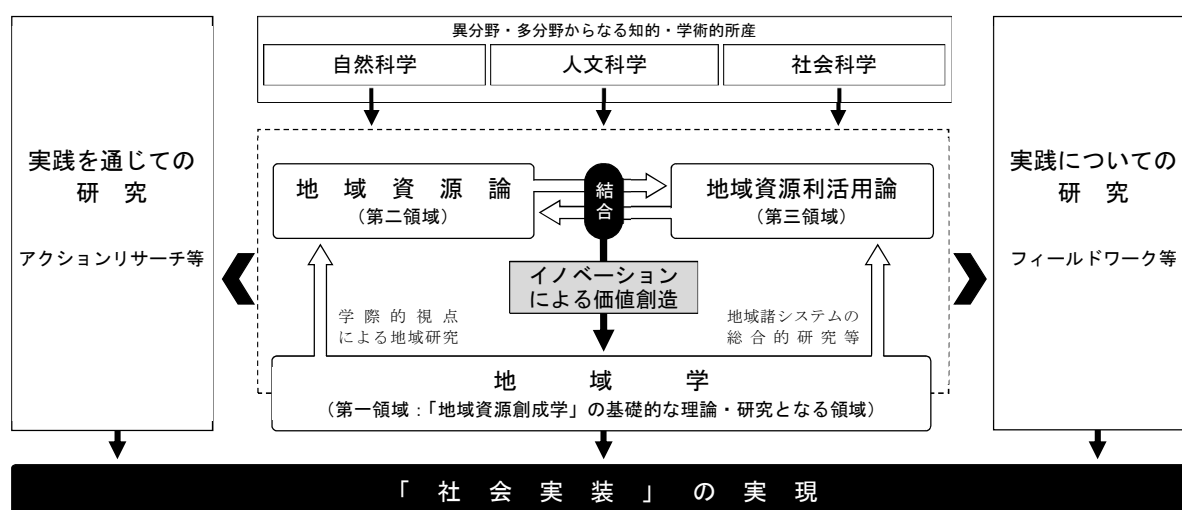
1. 地域資源創成学研究科について	1
2. 本研究科で修得を目指す専門性及び養成する人材像	1
(1) 修得を目指す専門性（ディプロマ・ポリシー）	1
(2) 養成する人材像	2
3. 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）	2
(1) 教育課程の編成	2
(2) 教育内容・方法	3
(3) 学修成果の評価	3
(4) 教育研究モジュールの形成	3
4. 各種制度等について	
(1) 学生の指導体制	3
(2) 授業科目の履修方法について	4
(3) 修了要件について	4
(4) 学位の申請について	4
(5) 論文審査、最終試験について	5
(6) 修士論文の審査基準について	5
(7) シラバスについて	5
(8) 成績評価について	5
(9) 特別欠席について	6
(10) 長期履修制度について	6
(11) 成績指標値(GPA)の解説と注意	7
5. 各種手続き等について	
(1) 入学前後に行う手続きについて	8
(2) 毎年行う手続きについて	8
(3) 適時必要な手続きについて	9
(4) 学生への連絡方法について	9
(5) キャンパスネットワークの利用とM I Dについて	9
(6) 学生教育研究災害傷害保険（学研災）	9
(7) 奨学金	10
(8) 授業料免除	10
6. 各種窓口について	
(1) 宮崎大学全体の事務窓口	11
(2) 地域資源創成学部の事務窓口	11
(3) 地域資源創成学研究科教職員連絡先	12
7. 開講科目表	13
8. フロアマップ	15
9. 授業科目の内容	
(1) 地域学科目	16
(2) 地域資源論科目群	16
(3) 地域資源利活用論科目群（利活用論）	
i. A（企業経営資源）	17
ii. B（公共経営資源科目）	18
iii. C（産業経営資源科目）	19
iv. D（人文社会資源科目）	20
(4) 地域資源利活用論科目群（指定科目）	
i. 看護学研究科	21
ii. 工学研究科	22
iii. 農学研究科	22
(5) 実践研究	24
(6) 特別研究	24

1. 地域資源創成学研究科について

本研究科の基礎となる地域資源創成学部は、我が国の地域社会が抱える人口減少と少子高齢化、地域経済の疲弊や雇用機会の減少、地域コミュニティの崩壊などの諸課題の解決に向けて、地域に存在する豊富な「地域資源」を活用してイノベーションを創発し、新しい創造的価値を生み出すことのできる人材の養成を目的とすることから、その名称を「地域資源創成学部」とした。

本研究科は、地域学、地域資源論、地域資源利活用論の3つの領域で構成される高度な教育研究を推進し、地域に賦存する多様な地域資源の高度な利活用から新しい創造的価値の創出を目指す。こうした価値創出を通じて、人口減少社会、人生100年時代、地方分権社会等の今後の社会経済環境の変化に対応可能な強靱で持続可能な地域社会の形成を推進・実現することが可能な高度人材の育成を図り、さらに実践研究を経ることにより研究を通じた成果を創出するのみならず、実際に社会に適用する「社会実装」を目指すことを目的とする。（図表1）

図表1 「地域資源創成学」を構成する3つの領域と2つ実践研究



2. 本研究科で修得を目指す専門性及び養成する人材像

本研究科は、前掲で示したとおり、地域学、地域資源論、地域資源利活用論の3つの領域で構成される教育研究を通じ、地域に賦存する多様な地域資源の利活用から新しい創造的価値の創出を行い、今後の社会経済環境の変化に対応可能な強靱で持続可能な地域社会の形成を推進・実現することが可能な高度な専門性を確保した人材養成を目指す。

教育研究を通じて修得を目指す高度専門性及び養成する人材像は下記のとおりとなっている。（図表2）

（1）修得を目指す専門性（ディプロマ・ポリシー）

本研究科における修得を目指す専門性は、本研究科のディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）として位置づけ、以下の3つの専門性を修得した人材養成を目指す。

- ・異分野融合・複合の研究開発を推進できる修士相当の高度な学際的専門性
- ・優れたソリューションを創発できる修士相当の高度な実務的専門性
- ・第一線社会の技術・経験を体系化・理論化できる修士相当の高度な学術的専門性

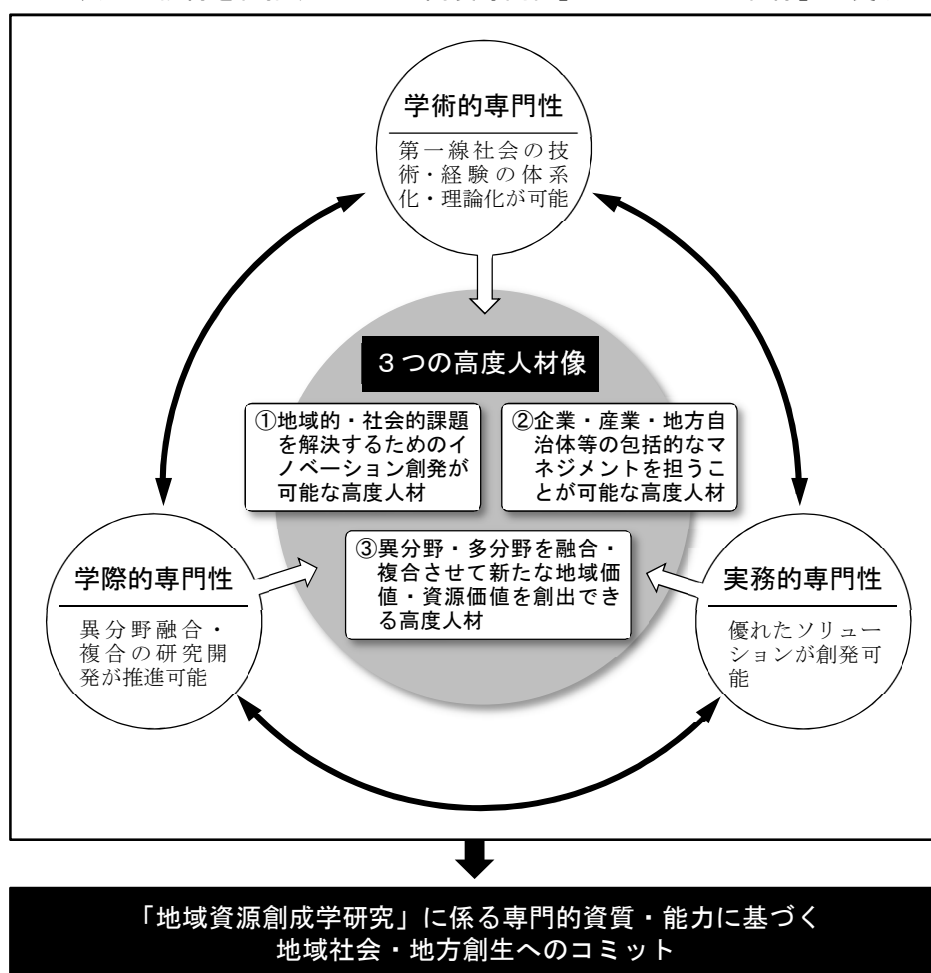
宮崎大学学務規則に規定する修業年限以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、修士論文審査と最終試験に合格した者に対して修了を認めると同時に、修士（地域資源創成学）の学位を与える。

（２）養成する人材像

学術領域・体系としての「地域資源創成学」を修得した高度人材の養成を目指すとともに、前掲のディプロマ・ポリシーで掲げた３つ専門性を活かし、下記の３つの高度人材像のいずれかを担える能力・資質を確保した人材の育成を図る。

- ・ 地域的・社会的課題を解決するためのイノベーション創発が可能な高度人材
- ・ 企業・産業・地方自治体等の包括的なマネジメントを担うことが可能な高度人材
- ・ 異分野・他分野を融合・複合させて新たな地域価値・資源価値を創出できる高度人材

図表２ 修得を目指す「３つの高度専門性」と「３つの人材像」の養成



３．教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

本研究科では、「修得を目指す専門性」や「養成する人材像」を達成するため、以下の方針に基づいてカリキュラムを編成し、教育を実施する。

（１）教育課程の編成

- 多様な地域や地域課題を理解し、地域資源を高度利活用するための専門的知識・理論・方法等を学修するため、専門科目として①地域学科目、②地域資源論科目群、③地域資源利活用論科

目群を設置する。

- PBL等の実践的ソリューションを研究する実践研究及び学生の個別研究を教育的に進展させる特別研究（研究指導等）を重層的に年次進行させていく。
- 実践研究・特別研究の十分な成果を得るため、教育研究モジュールの形成を通じて専門科目を有機的に組み合わせて履修させ、教育の質保証及び教育的効果の向上を図る。

（２）教育内容・方法

- 各授業科目について、シラバスで到達目標、授業計画、成績評価基準・方法、事前・事後の学習の指示、ディプロマ・ポリシーとの関連を明確にし、周知する。
- 主体的に考える力を育成するために、アクティブ・ラーニング（双方向型授業、グループワーク、発表など）、演習・実践を積極的に取り入れた授業形態、指導方法を行う。
- 実践研究、特別研究は学生の状況を鑑みながら研究の指導・支援を行い、異分野融合の視点からの履修が可能となるよう、複数の研究領域の主旨導教員、副指導教員で構成する履修指導グループにより教育研究モジュールの形成等を通じて指導を行う。

（３）学修成果の評価

- 学修目標の達成水準を明らかにするために、成績評価基準・方法を策定・公表する。
- 個々の授業科目においては、成績評価基準・方法に基づき、定量的又は定性的な根拠により厳格な評価を行う。
- 学修成果を把握するために、教育活動、学修履歴、及び学生の成長実感・満足度に係わる情報を適切に収集・分析する。
- ディプロマ・ポリシーに基づく学生の学修過程を重視し、在学中の学修成果の全体を評価する。
- GPA制度を導入し、客観的で透明性の高い成績評価を行う。
- 学生が学修目標の達成状況をエビデンスを持って説明できるよう学修成果の可視化を行う。

（４）「教育研究モジュール」の形成

「地域資源創成学」の多様性・専門性を確保した教育課程を活かし、学生の個別研究テーマ・計画にきめ細かく対応するため、実践研究、特別研究を中心に、地域学、地域資源論、地域資源活用論の３つの領域の中の専門科目を有機的に組み合わせた「教育研究モジュール」の形成を通じた指導を行う。「教育研究モジュール」の形成にあたっては、主旨導教員は学生に対して標準的な履修モデル（30単位取得）を提示した上で、入学試験時に提出した研究計画書、志願理由書等を基に個別指導を行い、本研究科のディプロマ・ポリシー並びに研究テーマの達成に向けた計画的な履修科目の修得になるよう配慮する。

4. 各種制度等について

（１）学生の指導体制

学生の入学時に主旨導教員１人を決定するとともに、学生の研究テーマ・計画に即して、副指導教員２人を決定し、主旨導教員とともに「履修指導グループ」を形成し、研究指導を組織的に行う。「履修指導グループ」は、入学試験時に提出した研究計画書及び志願理由書を基に、入学後のオ

リエンテーションの際に本人の研究分野や関心を確認のうえ主指導教員が策定する「研究指導計画書」に明記し、本研究科委員会にて決定する。履修指導グループは、本人の関心及び学位（修士）論文テーマを勘案し、履修モデル（教育研究モジュール）を踏まえた受講科目の選定を指導する。また、研究についても同様に履修指導グループの指導に基づき研究計画を策定し、その研究計画に従って調査・研究・発表等を行い、学位論文を作成する。

実践実習や研究を実施するにあたっては、学生は学生教育研究災害傷害保険（学研災）等の保険に必ず加入するとともに、研究者倫理、生命倫理等に留意する。また、学術論文、学位論文等の公開出版物の作成に際しては著作権等に最大限の注意を払うとともに、研究費は公金で賄われていることから調査・実験・発表等で研究費を使用する場合は、その適正な使用を心掛ける。その他、ネットワークの適正な利用と情報セキュリティに留意する。

社会人学生については、企業・地方自治体等の勤務時間及び業務・公務繁忙期に配慮し、昼間のみならず夜間・土曜日の時間帯も含めて研究指導を行う。企業・地方自治体に在籍する社会人については、入学時に当該学生の勤務時間・形態等により主指導教員と相談し、業務・公務と両立できる夜間・土曜日、夏季休暇等に特別研究等の指導を実施する。

（２）授業科目の履修方法について

本研究科では、履修登録をした科目を履修できる。履修科目は、事前に履修指導グループ（主として主指導教員）に相談のうえ決定する。なお、受講する科目は、履修登録前に主担当教員へ連絡し、受講する時期・時間帯の調整を経て受講の承諾を得ること。その際、事前にシラバスを確認すること。履修の登録は、受講する授業科目の前学期・後学期・通年分すべてを Web 上で決められた前学期の期間内（別途通知）に登録すること。登録後は必ず登録内容を確認するとともに印刷（もしくは画面コピー）して保管すること。原則として、前学期の科目登録確認・修正期間以外は追加・削除は認められない。ただし、年度途中で新規に開講された科目の追加登録など、修正が認められる場合がある。

（３）修了要件について

本研究科における修了要件は、本研究科に２年以上在学し、所定の授業科目 30 単位以上を修得し、かつ必要な教育指導を受けた上で、学位（修士）論文の審査及び最終試験に合格した者とする。また、長期履修制度による在学期間は最長４年間とする。

所定の授業科目 30 単位以上のうち、「必修科目」は、地域学（特論）２単位、実践研究（Ⅰ・Ⅱ）４単位、特別研究８単位、計 14 単位の履修を、「選択科目」は、地域資源論科目（特論Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ）の中から４単位以上、地域資源利活用論科目（指定科目含む）の中から 10 単位以上の履修、かつ地域資源論科目及び地域資源利活用論科目から 16 単位以上の履修を修了要件とする。

ただし、他研究科等既設科目である指定科目の履修については、履修の前提として学士課程の知識が必要となることから、指定科目の履修を計画する場合は、事前に主指導教員に相談し、かつ主担当教員へ履修の可否を確認すること。なお、指定科目は２科目（４単位）までを修了要件の所要単位に含めることができる。

（４）学位の申請について

本研究科に所定の期間在学して学位を申請しようとする者は、提出予定年次の所定の期間内に

「学位（修士）論文題目届」を本研究科委員会へ提出しなければならない。研究科委員会は、題目届を提出した学生ごとに履修指導グループからなる「学位（修士）論文指導委員会」（以下「論文指導委員会」という。）を同年度の前学期中に設置する。申請者は、学位論文の提出締切日までに論文指導委員会が開催する中間報告会にて2回報告する。

また、申請者は、論文作成要領に基づき作成した「学位論文」について主指導教員から承認を得たうえで、「学位論文概要」及び「学位論文審査申請書」を添えて、所定の期日までに地域資源創成学部教務・学生支援係（以下、「地域事務室」という。）へ提出すること。

学位申請の方法等の詳細については「宮崎大学大学院地域資源創成学研究科の学位論文審査及び最終試験に関する取扱い要項」によるものとする。

（５）論文審査、最終試験について

論文指導委員会は、提出された学位論文を審査基準等に基づき審査し、かつ最終試験を行う。各審査の方法等については「宮崎大学大学院地域資源創成学研究科の学位論文審査及び最終試験に関する取扱い要項」によるものとする。

（６）学位論文の審査基準について

地域資源創成学研究科で培った能力や知識を統合して研究をおこない、その内容について学位論文を執筆する。学位論文の審査基準は以下の５点である。

- 1 地域または地域資源に関する研究であること
- 2 新規性のある学術的情報を含むこと
- 3 多角的な視点による課題設定や考察がなされていること
- 4 個別の事例研究を超えた汎用性のある論が展開されていること
- 5 十分なデータまたは論拠にもとづく明快な論旨があること

また、学生は学位論文ではなく、地域資源創成学研究科で培った能力や知識を統合させた実践を通じて特定の課題研究を実施し、実践活動の成果をリサーチペーパーとして執筆することも可能である。リサーチペーパーの審査基準は以下の５点である。

- 1 地域または地域資源に関する課題であること
- 2 新規性のある実用的情報を含むこと
- 3 多角的な視点による課題設定や考察がなされていること
- 4 個別の特定課題研究にもとづいた、汎用性のある論が展開されていること
- 5 十分なデータまたは論拠にもとづく明快な論旨があること

（７）シラバスについて

各授業科目におけるシラバス（授業計画）を本学のシラバスシステムから閲覧できるので、履修する前に科目の内容・詳細を確認すること。

URL : <https://www.miyazaki-u.ac.jp/manabi-jim/educational-info/syllabus/>

QR コード



（８）成績評価について

各授業科目の成績は試験やレポート等により評価する（詳細はシラバス参照）。標準成績評価基準は、下記の評語と評点により、秀、優、良、可を合格とし、不可を不合格とする。なお、講義科目

については、所定の時間数の **75%**以上出席しなければ成績評価を受けられない。また、各授業科目の受講にあたり遅刻・早退のあるときは、それらの3回を合わせて1回の欠席とみなす。

秀：評点 90 点以上（到達目標を特に優秀な水準で達成している。）

優：評点 89～80 点（到達目標を優秀な水準で達成している。）

良：評点 79～70 点（到達目標を良好に達成している。）

可：評点 69～60 点（到達目標の必要最低限は達成している。）

不可：評点 60 点未満（到達目標の必要最低限を達成していない。）

成績評価において不合格の者、又は定期試験等を受験できなかった者は、次年度において再度受講手続きを行い、再受講することができる。

（9）特別欠席について

次の理由により欠席した者は、所定の特別欠席願を欠席事由解消後1週間以内に教務・学生支援係へ提出し、欠席した授業の担当教員に願い出ることができる。当該授業担当教員は、原則として、欠席の補填措置を行い、特別欠席を欠席数に加算しないものとする。

（i）忌引

父母及び配偶者にあつては7日、子は5日、祖父母及び兄弟姉妹は3日とする。

（ii）天災

必要と認める日及び時間

（iii）学校保健安全法に定める感染症に該当するとき。

医師の証明に基づく治療に必要な期間。ただし、4週間以上の長期にわたる場合を除く。

（iv）大学で主催する文化及び体育等の課外活動で、主催大学の副学長等から正式な派遣依頼があり副学長（教育・学生担当）が認めたとき、又は大学以外の団体等が主催するもので学長が認めたとき。ただし、期間及び回数について制限する場合がある。

（v）その他やむを得ない事情があると教務委員会が認めたとき。ただし、事前に特別欠席願の提出が可能なものについて、事前提出がなされなかった場合は、特別欠席を認めない。

（10）長期履修制度について

職業を有している等の事情により、規定する標準修業年限（2年）を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望し、申請が認められた学生を長期履修学生とする。長期履修を希望する場合の資格及び申請手続は以下のとおりとする。長期履修の制度については「宮崎大学大学院地域資源創成学研究科における長期履修に関する細則」によるものとする。

【資格】 次のいずれかに該当する者

（i）職業を有する者（自営業及び臨時雇用を含む。）

（ii）家事、育児、介護等を行う必要がある者

（iii）その他地域資源創成学研究科長が、長期履修することが必要と認めた者

【申請手続】

（申請方法）以下を地域事務室に提出すること

（i）長期履修申請書

（ii）在職証明書もしくはそれに代わるもの

（iii）その他必要と認める書類

【期限】

- (i) 1 年次から希望する者は、入学手続の期間まで
- (ii) 2 年次以降に希望する者は、長期履修開始前年度の 2 月末まで

(11) 成績指標値(GPA)の解説と注意

宮崎大学では、学習・教育目標を高いレベルで達成するために、学修状況チェックの一つの指標として成績指標値(GPA)を導入しています。GPA の目的や内容について以下に解説します。

(i) GPA とは何ですか？

GPA(成績指標値)は”Grade Point Average”の略で、履修科目成績に単位数の重みづけをした平均です。「単位の実質化」の観点に基づき、4 単位科目は 2 単位科目の 2 倍の学習が求められ、その成績も 2 倍の重みを付けて GPA を算出します。GPA には「学期 GPA」…学期毎の履修科目の GPA、「年間 GPA」…1 年間の履修科目の GPA、「通算 GPA」…1 年から現時点までの履修科目の GPA、の 3 種類があります。

(ii) GPA を使う目的は？

学期 GPA や年間 GPA の値から、成績の伸びや学習状況などの変化を客観的に判断することができます。また、学習の到達度を学生が数値的に明確にでき、自身の授業への取り組みや学習意欲の向上に繋がります。

(iii) GPA はこの計算式で計算します！

学習カルテ履修システムで用いている GPA の計算式は、以下となっています。

$$\text{GPA} = \Sigma (\text{登録科目の GP} \times \text{その科目の単位数}) / (\text{登録科目の単位数の合計})$$

※「登録科目」は、科目登録修正期間後に確定した登録科目とする。

$$\text{ただし、GP} = (\text{受講科目の 100 点満点の評価点} - 54.5) / 10$$

Σ は、各学期または累積の受講科目に関する合計を示します。また、出席不足と未受験及び不合格科目(54.5 未満)では GP=0 とします。

履修登録科目のすべてを GPA 対象科目とします。

【GPA の計算例】

科目名	単位数	評価点	GP	GP×科目単位数
△△学	2	85	$(85-54.5)/10=3.05$	$3.05 \times 2=6.10$
〇〇学	2	51	$(51-54.5)/10=0$	$0 \times 2=0$
□□論	1	68	$(68-54.5)/10=1.35$	$1.35 \times 1=1.35$
**演習	4	72	$(72-54.5)/10=1.75$	$1.75 \times 4=7.00$
合計	9			14.45

よって、 $\text{GPA} = 14.45/9 = 1.60$ (小数点 3 位以下を切り捨て)

学期 GPA は、各学期の全科目を対象に学期毎に計算した値です。年間 GPA は、1 年間の全科目を対象に年次毎に計算した値です。通算 GPA は、1 年次から現在在学している年次の学期までに履修した全科目から計算した値です。

GPA では、出席不足と未受験及び不合格となった科目は GP が 0 点として集計の計算対象としています。容易にたくさんの科目を履修登録して、実際には受講しない場合は 0 点評価の科目が増えて GPA が低くなります。選択科目で科目登録した科目は、きっちりと学習をして単位を取得

するか、受講しない場合は履修科目登録の修正期間内に「履修中止」を行うことが GPA を下げないために重要となります。

(iv) 科目履修登録の“中止”は修正期間内に必ず行おう！

個人で科目登録した科目を履修中止にする場合、科目履修登録の修正期間内に「履修中止」を行ってください。履修中止の手続きにより登録削除を行わない場合、その科目の GP は 0 となり GPA が下がります。

(v) GPA はどのように利用されるのですか？

a) 学生自身の活用

学期毎の GPA が計算されるので、自分の学習成果の履歴を把握でき、さらなる向上を目指して学習努力を続けることへの励みになります。

b) 学生指導の利用

成績不振となっている学生に対する指導に活用できます。

(vi) GPA の数値の目安は？

GPA は 0～4.55 の範囲の数値となります。学修状況を自己点検する場合は、以下を目安にしてください。GPA が高いほど良い学修状況で推移していると判断してください。

GPA	1 ポイント台	2.5 ポイント台	3.0 ポイント台	3.5 ポイント台
成績レベルの目安	かなり低いレベルで集中して学習する必要があります。	平均的レベルですがさらに学習の努力が必要です。	かなり優れたレベルですのでさらに向上させる目標を持ちましょう。	優秀なレベルですので、継続してポイントを維持しましょう。

(vii) GPA を確認する方法は？

以下のいずれかの方法があります。

(i) 学習カルテ：履修システムへご自身でアクセスし確認する。(学内ネットワーク限定)

(ii) 教務・学生支援係の窓口にお問い合わせる。

5. 各種手続き等について

(1) 入学前後に行う手続きについて

次の事項は入学前後に行ってください。

(i) 連絡先等の届け出（学生調書の提出）（地域事務室に提出）

(ii) 学生教育災害傷害保険（学研災）及び同付帯賠償責任保険（学研賠）への加入

(iii) 学生健康診断の受診（別途通知する）

(iv) 研究等に使用するパソコンへアンチウイルスソフトをインストール。大学が提供している「Trend Micro Apex One」は無料でインストールできる（情報基盤センターHP 参照）

(v) 安否確認システムへの電子メールアドレスの登録

(2) 毎年行う手続きについて

(i) 学生健康診断の受診（別途通知する）

(ii) その年度に受講する授業科目を WAKABA で履修登録

(iii) その年度の研究計画を指導教員と相談し、地域事務室へ提出

(iv) 「情報セキュリティ対策講習（Web 受講）」は指定された期間内に受講し、必ず合格する。

合格しない場合、MID が自動的に停止され、大学ネットワークが使用できない。(MID については以下 (5) を参照。別途通知あり)

(v) 安否確認システムから緊急連絡があった場合は、必ず安否を回答する。(システムを用いた訓練が年 2 回あり)

(VI) 研究者倫理、コンプライアンス教育として、毎年「APRIN e ラーニングプログラム (eAPRIN)」等を指定するので、必ず期間内に受講し、所定の内容を報告すること

(3) 適時必要な手続きについて

(i) 地域事務室に届け出ている住所・電話番号・電子メールアドレス等に変更があった場合は、速やかに地域事務室または教育支援課（創立 330 記念交流会館）に連絡

(ii) 特別欠席（忌引、天災、学校保健法に定める感染症等）に該当する場合、地域学部事務室 備え付けの「特別欠席願」を欠席事由解消後 1 週間以内に地域学部事務室へ提出

(iii) 遠隔授業等で必要な個人 PC が破損等で一時手元がない場合は、貸出用 PC があるので、地域事務室へ申し出ること

(4) 学生への連絡方法について

本研究科からの学生への連絡は、原則として実験研究棟 2 階（講義情報）、3 階（生活情報、留学等）の掲示板にて行う。ただし、上記連絡を電子メールで行う場合は、大学で割り当てた電子メールアドレス（<id>@student.miyazaki-u.ac.jp）へ送信する。掲示板、電子メール双方を適時確認すること。

なお、大学で割り当てた電子メールアドレス宛てのメールを他のメールアドレスへ転送設定することも可能（設定方法は情報基盤センターへ問い合わせること）。

(5) キャンパスネットワークの利用と MID について

本学に入学すると宮崎大学統一認証アカウント「MID」と呼ばれる ID とパスワードが情報基盤センターより発行される。MID はキャンパスネットワークへの接続や各種サービスの利用に必要となる。本学において情報ネットワーク、情報システムを利用する際は、適正利用を心掛けるとともに情報セキュリティには最大限の注意を払うこと。（学内において無線 LAN 接続も可能。詳細は情報基盤センターへ問い合わせること）

(6) 学生教育研究災害傷害保険（学研災）

この保険は、学生の互助共済制度として、大学に在学する学生が正課中に被った種々の災害、又は通学途中やキャンパス内にいる間及び課外活動中に被った災害を救済するために設けられた補償制度である。

(i) 大学院生は研究活動や実践研究・特別研究に携わるので必ず全員加入すること。

(ii) インターシップや実習に参加するので、上記と合わせ「学生教育研究災害傷害保険付帯賠償責任保険（学研賠）」にも必ず全員加入すること。加入手続については学生支援課（創立 330 記念交流会館）に問い合わせること。

・学生教育研究災害傷害保険（学研災）加入費 2 年分 1,750 円

・学生教育研究災害傷害保険付帯賠償責任保険（学研賠）加入費 2 年間分 680 円

※当初の加入期間を過ぎて在学する場合は、新たに加入手続きを行うこと。

※両方の保険に加入していない場合は実践研究・特別研究等を履修できない場合がある。

（７）奨学金

本学では、日本学生支援機構奨学金（JASSO）を始め、地方公共団体及び各種奨学金団体の奨学金を取り扱っている。詳しくは学び・学生支援機構学生支援課へ問い合わせるか、又は、宮崎大学のホームページ（<http://www.miyazaki-u.ac.jp/>）より学び・学生支援機構のページにて確認すること。

（宮崎大学トップページ→在学生の方→学生支援関係→学生支援関係→学生生活情報）

大学院修士期課程

第一種 50,000 円、88,000 円から選択

授業料後払い制度 授業料支援金：535,800 円

生活費奨学金：0 円（利用しない）、20,000 円、40,000 円から選択

第二種 50,000 円、80,000 円、100,000 円、130,000 円、150,000 円から選択

各種奨学金についてのお知らせは大学会館 1 階の掲示板及び各学部掲示板（医学部は講義棟内）、学生支援課 HP、WebClass で案内しますので見落としのないよう注意すること。

※日本学生支援機構奨学金の申請時に研究科で順位付けが必要な場合は、学生の入学前あるいは在学中の研究業績を参考にすることがある。

※日本学生支援機構奨学金の返還免除申請は、例年 1 月中旬頃に受付するので、注意すること。

（申請の手引き等は学び・学生支援機構のHPに掲載する）

（８）授業料免除

経済的理由等により授業料の納付が困難な者に対しては、申請に基づき各期（前期・後期）ごとに選考のうえ、徴収すべき授業料を全額又は一部免除される制度がある。選考の可否は、本学で決定する。

授業料免除の申請は完全予約制となっており、前期の申請書配布（Web 掲載）期間が 12 月予定、申請予約が 2 月予定、申請が 3 月予定、決定は 7 月下旬頃（予定）、後期分については申請書配布期間・申請予約が 8 月予定、申請が 9 月予定、決定は 11 月下旬～12 月初旬頃（予定）となる。また、決定に関しては、それぞれ学内掲示で通知するとともに、学資を主として負担している方に選考結果を郵送で通知する。

詳しくは下記の窓口にお問い合わせのこと。

宮崎大学学び・学生支援機構学生支援課 〒889-2192 宮崎市学園木花台西 1-1

電話 0985-58-7976 、 FAX 0985-58-7974

6. 学生に関係ある事務の窓口について

(1) 宮崎大学全体の事務窓口

場所	窓 口	事 項
宮崎大学創立330記念交流会館	教育企画課教育企画係	学生証及び各種証明書に関すること 受講科目登録手続き（web 上で）に関すること
	学生なんでも相談室	学生生活上のあらゆる相談
	学生支援係	学生支援に関すること 課外活動・学内行事等に関すること 学生寄宿舎に関すること 通学証明書の発行、自動車駐車許可証の発行 学内での掲示に関すること
	経済支援係	奨学金・入学料免除・授業料免除・授業料分納に関すること 経済相談・アルバイトに関すること 傷害保険に関すること
	共創人材育成課 キャリア支援係 【就職情報資料室】	就職相談・支援 就職(インターンシップを含む)情報の提供
	証明書自動発行機	在学証明書、成績証明書、単位修得証明書、修了（見込）証明書、学割証、健康診断証明書、通学証明書、在寮証明書、保険加入証明書（学研災等）
大学会館	国際連携センター(2F) 国際連携課(2F)	外国人留学生に関すること 海外留学等に関する情報提供や支援に関すること
事務局棟	財務部財務課(2F) 出納係	授業料の納付窓口（ただし、預金口座振替が原則）
	情報基盤センター(1F)	PC サポート 学生用情報システムの利用者アカウント(MID)の発行 電子メール、学内無線 LAN、情報セキュリティ
	安全衛生保健センター	健康相談・救急措置 定期健康診断・臨時健康診断 カウンセリングなどの相談
	ハラスメント等相談員	ハラスメントに関すること

2) 地域資源創成学部事務窓口

窓 口	事項
地域資源創成学部 教務・学生支援係 (実験研究棟 1 階)	専門科目の履修・試験に関すること 学内掲示に関すること 時間割・教室配当に関すること 実習に関すること 特別欠席に関すること インターンシップに関すること 就職活動に関すること 海外留学に関すること 休学・復学・退学・除籍・再入学・転学部等に関すること 成績についての申立てに関すること 研究生・科目等履修生に関すること 教室の利用、物品使用に関すること
研究科長意見箱 (講義棟 1 階ロビー)	地域資源創成学研究科に対する要望や意見

7. 開講科目表

科目 区分	授業科目の名称	開講 時期	単位数			授業形態			1 年		2 年		担当教員
			必 修	選 択	自 由	講 義	演 習	実 習	前 ① ②	後 ③ ④	前 ① ②	後 ③ ④	
地域学 科目	地域学特論	1前	2			○			2				根岸裕孝 戸敷浩介、山崎有美、西和盛、丹生晃隆、 福島三穂子、谷田貝孝、桑野斉、足立文美 恵、井上果子、土屋有、金岡保之、橋口正 嗣、Lau chung ming、永野ひかる、杉山智 行、尾野薫、片山和希、鈴木良幸、松岡崇 暢、古賀修平、劉一辰、胡屋武志、金智 賢、小柴裕子、中野敦、地域資源創成学部 関係教員
	修得すべき単位数 2 単位		2	0	0								
地域資源 論科目群	地域資源特論Ⅰ（自然科学系）	1前		2		○			2				戸敷浩介 山崎有美、橋口正嗣、永野ひかる、桑野 斉、橋口正嗣、西和盛、尾野薫、劉一辰、 中野敦、地域資源創成学部関係教員
	地域資源特論Ⅱ（人文科学系）	1前		2		○			2				西和盛 井上果子、松岡崇暢、鈴木良幸、戸敷浩 介、福島三穂子、地域資源創成学部関係教 員
	地域資源特論Ⅲ（社会科学系）	1前		2		○			2				谷田貝孝 丹生晃隆、土屋有、根岸裕孝、Lau Chung Ming、杉山智行、金岡保之、桑野斉、片山 和希、足立文美恵、古賀修平、福島三穂 子、地域資源創成学部関係教員
	修得すべき単位数 4 単位以上 （地域資源利活用論科目群と合わせて16単位以上）		0	6	0								
地域資源 利活用 論科目群	A （企業 経営 資源 科目）	会計学特論	1前	2		○			2				地域資源創成学部関係教員
		地域経営特論	1前	2		○			2				根岸裕孝
		創造的組織特論	1前	2		○			2				谷田貝孝
		経営戦略特論	1前	2		○			2				金岡保之
		イノベーション・マネジメント特論	1後	2		○			2				丹生晃隆
		マーケティング戦略特論	1後	2		○			2				土屋有
	B （公共 経営 資源 科目）	民法特論	1前	2		○			2				足立文美恵
		雇用と法特論	1後	2		○			2				古賀修平
		自治体財政特論	1前	2		○			2				片山和希
		自治体政策特論	1後	2		○			2				桑野斉
		地域環境政策特論	1後	2		○			2				戸敷浩介
		農村フィールド研究特論	1後	2		○			2				井上果子
		農山村社会学特論	1後	2		○			2				松岡崇暢
		行政法特論	1後	2		○			2				地域資源創成学部関係教員
		都市計画史特論	1後	2		○			2				劉一辰
	C （産業 経営 資源 科目）	産業政策特論	1前	2		○			2				杉山智行
		交流マネジメント特論	1後	2		○			2				尾野薫
		食料・農業経済学特論	1前	2		○			2				西和盛
		世界経済特論	1後	2		○			2				Lau Chung Ming
		栽培学特論	1後	2		○			2				橋口正嗣
		食品学特論	1後	2		○			2				山崎有美
		地域栄養管理学特論	1後	2		○			2				永野ひかる
		コミュニケーションと地域活性化特論	1後	2		○			2				福島三穂子
	D （人文 社会 資源 科目）	文化地理学特論	1前	2		○			2				地域資源創成学部関係教員
		歴史学特論	1前	2		○			2				地域資源創成学部関係教員
		観光学特論	1前	2		○			2				地域資源創成学部関係教員
		民俗学特論	1後	2		○			2				鈴木良幸

科目 区分		授業科目の名称	開講 時期	単位数			授業形態			1 年		2 年		担当教員	
				必 修	選 択	自 由	講 義	演 習	実 習	前 ① ②	後 ③ ④	前 ① ②	後 ③ ④		
地域資源利 活用論科目群	指定科目 （工学研究科）	地域看護学特論	1前		2		○			2				鶴田来美、吉永砂織	
		成人・老年療養支援看護学特論	1前		2		○			2				柳田俊彦 竹山ゆみ子、木下由美子、金岡麻希	
		海岸環境工学特論	1前		2		○			2				村上啓介	
		環境防災水理学特論	1③		2		○				2			入江光輝	
		廃棄物循環資源学特論	1①		2		○			2				関戸知雄	
		交通地盤工学	1前		2		○			2				福林良典	
		再生可能エネルギー論	1後		2		○				2			吉野賢二	
		データ解析特論	1前		2		○			2				廿日出勇	
		オペレーションズ・リサーチ特論	1前		2		○			2				池田諭	
	指定科目 （農学研究科）	果樹園芸学特論	1後		2		○				2			鉄村琢哉 本勝千歳	
		農業経営経済学特論	1後		2		○				2			狩野秀之 山本直之	
		農業技術発達論	1前		2		○			2				宇田津徹朗	
		森林経済学特論	1前		2		○			2				藤掛一郎	
		水循環科学特論	1前		2		○			2				竹下伸一	
		国土管理保全学特論	1後		2		○				2			篠原慶規	
		食品機能化学特論	1前		2		○			2				山崎正夫、山崎有美、小川健二郎	
		畜産食品科学特論	1後		2		○				2			仲西友紀、河原聡	
		海岸生態学特論	1後		2		○				2			村瀬敦宣	
		動物生理栄養学特論	1前		2		○			2				高橋俊浩 徳永忠昭	
		暖地草地管理学	1後		2		○				2			井戸田幸子、石垣元気、新見光弘	
		修得すべき単位数 10単位以上 （地域資源論科目群と合せて16単位以上） ※指定科目は2科目（4単位）までを修了要件 の所要単位に含めることができる。）			0	94	0								
		実践研究	実践研究Ⅰ	1後	2					○		2			指導教員
			実践研究Ⅱ	2前	2					○			2		指導教員
			修得すべき単位数 4単位			4	0	0							
特別研究	特別研究	1・2通	8				○		8			指導教員			
	修得すべき単位数 8単位			8	0	0									
修了のために修得すべき単位数 30単位以上				14	100	0									

（注意）科目の担当教員は変更になる可能性がある。

9. 授業科目の概要

(1) 地域学科目…必修科目

授業科目名 (英語名) 講義コード	単 位 数	開講 時期	授業担当教員	授業概要
地域学特論 (Regional Science) I0010	2	1 前	★根岸裕孝 戸敷浩介、山崎有美、 西和盛、丹生晃隆、福 島三穂子、谷田貝孝、 土屋有、桑野斉、足立 文美恵、井上果子、金 岡保之、橋口正嗣、 Lau Chung Ming、永 野ひかる、杉山智行、 尾野薫、片山和希、鈴 木良幸、松岡崇暢、古 賀修平、劉一辰、胡屋 武志、金智賢、小柴裕 子、中野敦、地域資源 創成学部関係教員	地域資源創成学の基盤となる「地域学」及び地域資源の理解 と利活用について、①地域を考える、②地域資源をとらえ る、③地域に向き合う、の3部構成に基づき、解説する。 ①の「地域を考える」については、現代において地域が問わ れる意義や地域学の系譜等からの地域学へのアプローチなど について解説を行う。②の「地域資源をとらえる」について は、自然科学的視点、社会科学的視点、地域文化・歴史的視 点といった多角的に地域資源を見る眼を養う。③の「地域に 向き合う」については、地域資源に向けたまなざしをもつ て、どのような働きかけが可能か、経済・産業、公共サービ ス・法制度、地域計画、そして、実践の側面を学ぶ。 地域資源創成学の構成要素に関する一連の学びを通じ、地域 資源創成学を学ぶ意義や受講生の今後の研究の発展の方向性 について示唆を与えることを授業の狙いとする。

(2) 地域資源論科目群…以下、特論Ⅰ・Ⅱ・Ⅲの中から4単位以上、地域資源利活用論科目（指定 科目含む）の中から10単位以上の履修、かつ地域資源論科目及び地域資源 利活用論科目から16単位以上の履修を修了要件とする。

授業科目名 (英語名) 講義コード	単 位 数	開講 時期	授業担当教員	授業概要
地域資源特論Ⅰ (自然科学系) (Regional Resources I) I0020	2	1 前	★戸敷浩介 山崎有美、橋口正嗣、 永野ひかる、桑野斉、 橋口正嗣、西和盛、尾 野薫、劉一辰、中野 敦、地域資源創成学部 関係教員	地域活性化や持続可能な地域の実現のために、地域における 資源の創出、価値向上、そして利活用が求められている。そ のためには、対象となる資源の特性を深く理解し、その価値 を評価する方法を身に付けておく必要がある。 「地域資源論Ⅰ」では、地域の自然環境に由来する資源に着目 する。具体的には、農学の視点から地域資源としての畜産動 物や農産物、食品について、環境科学の視点から地域環境に ついて取り上げ、その特性や定量的な評価手法、資源の創出 や価値向上のための技術等について学ぶ。
地域資源特論Ⅱ (人文科学系) (Advanced Lectures in Regional Resources II) I0030	2	1 前	★西和盛 井上果子、松岡崇暢、 鈴木良幸、戸敷浩介、 福島三穂子、地域資源 創成学部関係教員	地域活性化や持続可能な地域の実現のために、地域におけ る資源の創出、価値向上、そして利活用が求められている。 そのためには、対象となる資源の特性を深く理解し、その価 値を評価する方法を身に付けておく必要がある。 「地域資源論Ⅱ」では、主に人文科学系に関連した4つの カテゴリについて深い知見を得るためのものである。各カテ ゴリにおける文献レビュー等を通じて、上記の能力を身につ けることを目指す。具体的には、「農村の発展」、「文化」、 「地理・歴史」、「学術コミュニケーション」を4つのテーマ として、農村を中心とした文化・歴史、およびその社会的・ 歴史的価値の究明に関する地域資源を学際的視点からとらえ 直し、地域との対話を通して学術研究成果の実現および地域 社会への還元が可能となる方法を探る。 各カテゴリに関連した分野の視点を通して地域資源研究の 高度な学術的専門性を修得することを目指す。
地域資源特論Ⅲ (社会科学系) (Regional Resources III) I0040	2	1 前	★谷田貝孝 丹生晃隆、土屋有、根 岸裕孝、Lau Chung Ming、杉山智行、金 岡保之、桑野斉、片山 和希、足立文美恵、古 賀修平、福島三穂子、 地域資源創成学部関係 教員	地域活性化や持続可能な地域の実現のために、地域における 資源の創出、価値向上、そして利活用が求められている。そ のためには、対象となる資源の特性を深く理解し、その価値 を評価する方法を身に付けておく必要がある。 「地域資源論Ⅲ」では、主に、なんらかの人間労働が加わる ことによって生み出された地域資源に着目する。具体的 には、経済学・経営学の視点から地域資源としての特産物や産 業副産物、地域の伝統的な技術や情報などについて、社会学 の視点から地域における相互行為の際に関連のある多層的な 資源（発話のデザインや発話者の身体、相互行為の行われる 枠組みなど）について、法学の視点から地域における労働紛 争などについて取り上げ、その特性や定量的・定性的な評価 手法、資源の創出や価値向上のための技術等について学ぶ。

				地域資源の特性を深く理解し、その価値を評価する方法を実際に運用することができるようになる。
--	--	--	--	---

(3) 地域資源利活用論科目群 (利活用論) …地域資源利活用論科目 (指定科目含む) の中から 10 単位以上の履修、かつ地域資源論科目及び地域資源利活用論科目から 16 単位以上の履修を修了要件とする。

i. A (企業経営資源)

授業科目名 (英語名) 講義コード	単 位 数	開講 時期	授業担当 教員	授業概要
会計学特論 (Accounting) I0050	2	1 前	授業担当教員	講義冒頭は会計とは何かの理解を目的に、簿記・会計史概観から始め、経済発展とともに変化する会計について理解する。その上で、昨今の会計基準改変の企業経営や国民生活への影響について認識を深める。さらに講義後半では会計基準、会計制度に関する学術的知識を得ていく。終盤では、これまでの学びを活かし、企業を取り巻く時事的テーマについて教員とのディスカッション (可能であれば学生同士のディスカッション) を交えながら、会計的視点での観察力、思考力、提言力の修得を目指す
地域経営特論 (Regional Management) I0060	2	1 前	根岸裕孝	我が国の地方都市・町村は、グローバル化の進展による産業構造の転換や人口急減・超高齢化という直面する大きな課題に直面している。各地域では主体的に地域の資源 (自然・文化・技術・産業・人材等) を活かして自律的で持続的な地域社会づくりが求められている。地域経営は、地域住民の視点から地域そのものを経営主体として地域資源を活かした価値創造にむけた取り組みである。地域を取り巻く環境が厳しさを増すなかで、地域住民が安心して誇りをもって暮らせる持続可能な地域社会の創造が求められている。 こうしたなかで①地域経営が求められる時代背景を理解するとともに、②地域を担う多様な主体 (行政・住民・NPO・企業・大学等) がどのように連携・協働し、地域資源を活用して持続可能な地域社会の創造を可能とするマネジメントができるのか、先進事例に学びながら理解を深める。
創造的組織特論 (Advanced Creative Organization) I0070	2	1 前	谷田貝孝	課題先進国日本において、各地域には多くの課題が山積している。地域の生活・経済を支える中小企業や自治体、各種団体といった組織にはこれらの問題を解決することが求められる。そのためには、地域資源を活用した独創的な価値創造、イノベーションが求められ、その実現のために前例のない解決困難な課題・問題を創造的に解決できる組織を構築・再構築する必要がある。イノベーションを組織的に行うためにはどうしたら良いのか。本講義の目的は、理論的な裏付けを持ちつつ実践力を備えた創造的組織のリーダーを養成することである。 具体的には、この分野の先行研究であり近年再びその価値が見直されている「組織開発 (特に対話型組織開発)」に関する理論的、および実践的知識について輪読・ワークショップ等を通じて習得していく。さらに、平成期における組織マネジメントに対する総括を踏まえ、これまでの企業・事業再生 (事業・組織の再構築) の事例にも触れながら、創造的組織のための理論とその実践方法について議論を通じて理解を深めていく。 また受講者は自ら主体的に解決すべき組織的課題について本講義を通じて実践的解決策を模索し、レポートにまとめ、発表を行う。
経営戦略特論 (Strategic Management Advanced Course) I0080	2	1 前	金岡保之	経営環境が変化して不確実性が増すなど、現代企業を取り巻く経営環境は多様で厳しい。こうした中、企業の経営戦略はますます重要性が高まっている。本講義では、経営戦略とは何か、なぜ必要なのか、企業経営にどのような意義をもつのかなどの経営戦略に関する基本的な知識を習得する。また、理論と実践を融合する形式で授業を行うことで、実際の経営戦略の事例をもとに個別に経営戦略についての考察を促す。 「経営戦略とは何か」、「なぜ今必要なのか」などの問いから始まり、経営戦略に関する基礎を分析手法や理論的枠組み (フレームワーク) を用いて習得する。また、経営戦略に付随して企業の戦略的経営を実践的に考える上で重要となる実際の出来事を新聞記事等から幅広く学ぶ。必要に応じて、実際の企業の事例を取り上げわかりやすく解説すると共に、20 数年間起業しビジネスリーダーとして企業経営を行ってきた自らの経験を踏まえた講義を行う。授業において理論と実践の融合を図ることで経営全般についての理解を深める。また、参加型・双方向の授業を行うことによって、学生自らが経営者となったつもりで考えることを促す。

イノベーション・マネジメント特論 (Innovation Management) I0090	2	1 後	丹生晃隆	イノベーションは、顧客に対して、従来にない価値をもたらすことで新規需要を創出し、ひいては地域や社会全体をも変える力を持ったものである。イノベーションを実現するためには、研究開発や技術開発の成果を生み出すだけでなく、これらの成果を製品やサービスという形にし、顧客に価値をもたらすことによって、継続的に利益を上げる事業にまで育て上げる必要がある。このために必要な方法論がイノベーション・マネジメントである。 本科目では、イノベーション・マネジメントの全体像を理解し、その上で、地域環境や地域資源などを含めた「地域」の文脈で捉えられるようになることを目標とする。より具体的には、受講者が置かれている環境や文脈に照らし合わせて、具体的にどうイノベーション創出に関わる（もしくは、支援する）ことができるかを講義全体を通じて考えていく。講義では、指定した教科書を用いて、毎回、受講者による発表や輪読形式で行うものとする。
マーケティング戦略特論 (Marketing Strategy) I0100	2	1 後	土屋有	本講義では、実学性を重視したマーケティング戦略に関わる基礎的なマーケティング戦略理論などを説明する。基礎的な理論から最新事例を踏まえてのディスカッションや事例研究発表を通じて、マーケティング戦略に関わる理論及び実行について取り組む。①マーケティングの基本、②消費者向けマーケティング、③企業・団体向けマーケティング、④消費者行動論、⑤製品・サービス・マーケティング、⑥ブランド戦略、⑦マーケティング計画と実行について取り組む。 マーケティングに関する基本から応用までを実務と理論を重ねながらマーケティング戦略を説明することができる。

ii. B（公共経営資源科目）

授業科目名 (英語名) 講義コード	単 位 数	開講 時期	授業担当 教員	授業概要
民法特論 (civil law) I0110	2	1 前	足立文美恵	本授業は、超高齢社会と法律上の諸問題をテーマとする。高齢層を対象とした消費者問題の増加、孤独死と相続、老親扶養など高齢者をめぐる法的問題について、法律上の基礎的知識を理解したうえで、各問題の解決方法及び課題を検討する。超高齢社会においては、地域の支えによる問題解決が必要とされている。解決方法及び課題を検討するにあたり、「地域」を問題解決の材料の一つとすることを必須として検討したい。
雇用と法特論 (Advanced Lecture on Labor and Employment Law) I0120	2	1 後	古賀修平	日本では多くの者が雇用者として生活しており、地域社会・地域経済の問題を様々な視角から研究する、あるいは、社会に出て実践するにあたって、雇用に関する法（労働法）を理解しておくことは重要であろう。この授業では、①近年の日本の雇用社会が直面する問題・課題に関する論文を取り上げて日本の労働法および雇用社会に関する理解を深めるとともに、②最新の裁判例を取り上げて判決の読み方や裁判例の動向についての分析力を身に付けることを目標とする。授業はゼミ形式で行い、毎回、受講者に報告してもらい、そのうえで全員で議論を行う予定である。
自治体財政特論 (Local Finance Studies Advanced Course) I0130	2	1 前	片山和希	受講生による出身市町村と都道府県の「決算カード」（普通会計決算）や「財政状況等一覧表」の分析作業を通して、基本的な自治体財政の構造と機能を理解する。その上で、自治体財政を取りまく現状と地域社会における自治体財政の能動的な役割を理解し、受講生の市町村・都道府県の実情を踏まえた今後の地方自治改革と自治体財政のあり方を考える。 上記の考察を踏まえて、地域社会の発展における市町村財政や都道府県財政のあり方を構想することができる政策立案能力を身に付けることを目指す。
自治体政策特論 (Municipal Policy Theory) I0140	2	1 後	桑野斉	近年、地域間競争は一段と厳しさを増し、深刻化する人口減少、少子高齢化の進展により、自治体政策は大きな転換が求められ、政策目的や手法についても抜本的な見直しが求められてきている。こうしたなかで、自治体政策の立案・執行・評価は、行政とともに地域の多様な担い手が参加・協働し、地域の実情や課題に即した政策を共創する時代となってきた。また、IoT、人口知能、ビッグデータ等の第4次産業革命のイノベーションを自治体経営や政策立案に積極的に反映することも求められている。本講義では、自治体政策が住民生活の向上や地域社会の発展にどのような影響を与えるのか、新たな時代の自治体政策を地域がどのように共創していくのかという観点から、政策分野・テーマ別に自治体政策の現状や課題について考察を行い、地域資源を活用した新たな自治体政策のありかたや創成手法等について習得することを目的とする。 自治体政策の推進や実現に係る基本的要素である①政策客体、②政策手法、③政策コスト（予算確保、執行コスト等）④組織・人材（行政体制、専門的人材等）、⑤政策調整（企画調整、利害調整等）、⑥住民参加・協働（住民との合意形成、ニーズ把握等）、⑦政策評価（PDCAサイクル）、⑧自治体政策に応用可能な新たなテクノロジー・イノベ

				ション等を総合的に俯瞰しながら、行政実務、政策実務に即した自治体政策について考察していく。
地域環境政策特論 (Advanced Regional Environmental Policies) I0160	2	1 後	戸敷浩介	我々が生活を送っている都市や農山漁村など地域における経済活動は、地球規模から地域レベルまで様々な範囲の環境に影響を与えている。一方で、国際社会から身近な生活まで様々な範囲の経済活動から、地域環境は影響を受けている。近年では、都市化や国際化が進み、それらの影響が顕著になってきている。本授業では、環境政策の理論に関して学ぶと共に、具体的な地域環境の課題として、主に廃棄物問題、エネルギー・環境問題、水問題における環境政策について取り上げて議論する。授業を通して、地域と環境の関わりや問題の所在、持続可能な地域社会のあり方などについて学ぶ。 地域と環境が相互に影響を及ぼす構造について理解する。また、地域における環境政策について主体的に考える力を身に付ける。
農村フィールド研究特論 (Rural field study) I0170	2	1 後	井上果子	本講義では、農山村地域の理解を深め、フィールドの実情からの学びを得ることを目指すフィールド研究手法を教授する。具体的には、フィールドワークの技法を基礎から学び、現地での観察、インタビュー、調査票調査に向けた必要な事前準備と文献レビューを行い、実際に農山村のフィールドを訪問し、調査結果を整理、分析し、発表を行う。 フィールド研究の基礎を学び、実態を把握し、農山村の実際を深く理解した上で、地域が抱える課題や地域資源について深く考えることができるようになることを目指す。
農山村社会学特論 (Rural sociology) I0340	2	1 後	松岡崇暢	日本の農山村は、様々な諸問題を抱え疲弊している。しかし、農山村は豊かな自然環境を有し食糧生産の役割を担い、再生可能エネルギー源、伝統文化などの地域資源が豊富に賦存している。多くの地域資源は、適切に維持管理できなければ荒廃してしまう。荒廃による多面的機能の低下が引き起こされると、水害や土砂災害が多発する環境問題となり生活を脅かす。離農や転出を要因とした耕作放棄地の発生増加では、獣害被害の拡大や集落営農の崩壊による地域農業の衰退に危機感が募る。しかし、その一方で、元気な農山村発の地域活性化の取り組みが実施され、小さな経済活動の展開が見られている。そこで、本講義では地域資源の保全と活用の視点から、農山村について理論的な枠組みで捉え課題解決方法について実戦を中心に学びます。討論を交えることで、思考を深め論理的に説明できる力も養います。
行政法特論 (Administrative Law) I0350	2	1 後	授業担当教員	裁量統制は、行政法の主要論点の1つである。本授業では、英米の司法審査における裁量統制研究を通して、裁量統制について理論的探究を図る。
都市計画史特論 (Special lecture on urban planning history) I0370	2	1 後	劉一辰	古代から近代に至るまで、各時代に形成された都市を概説し、その中に見られる建築についても説明する。また、産業・経済・技術等の社会的背景についても説明を行う。また、今現在に残された歴史的まちなみを保存するための制度・事例についても論述する。 レポートの作成等を通じて、現実の歴史的都市の空間変容の見方を学ぶと共に、今後の都市・建築に対する視点と立場を考察する。特に、再開発による経済成長を目指す方法に対して、持続可能な都市形成のモデルを考案するきっかけにする。

iii. C（産業経営資源科目）

授業科目名 (英語名) 講義コード	単 位 数	開講 時期	授業担当 教員	授業概要
産業政策特論 (Advanced Course Industrial Policy) I0180	2	1 前	杉山智行	国、都道府県、基礎自治体の商工政策を中心とした産業政策を学ぶとともに、産業連関、DXに関する知識も取得する。第一に、国、都道府県、基礎自治体（市町村）の産業政策と産学連携を学ぶ。第二に、産業連関表から産業政策の検証を行うとともに、本県の産業政策をモデルに産業政策のあり方を学ぶ。企業誘致・産業クラスター等のベーシック政策についても理解を深める。第三に、DXの本質を理解し、産業政策への影響を学ぶ。アクティブラーニングでは、学生が選択するテーマについて、課題設定、調査、企画提案を行わせる。行政官を志望する学生、行政官である社会人学生を対象に、商工政策を中心とした産業政策を理解させ、実際の課題に対応できる調査力、企画力、実践力を身につけさせる。
交流マネジメント特論 (Advanced Management for Events and People's Interaction)	2	1 後	尾野 薫	地域社会の活力を上げるためには、地域への来訪者を増加させ、来訪者と地域住民との交流を深め、これらを経済活動につなげることが必要とされている。この方法として、農山村漁村地域では都市住民との交流、地方都市部では各種イベントを通じて国内の広域、あるいは外国人との交流を企画・実施している。本授業は、南九州地域や宮崎県内の各種交流、イベントの事例の講述、および実践者の講話や調査・企画といったアクティブラーニングを通じてこれらの交流マネジメント技法を学ぶ。

I0190				交流やイベントの事例を学び、これらの企画することにより、交流マネジメント技法を身につける。
食料・農業経済学特論 (Advanced Food and Agricultural Economics) I0200	2	1 前	西和盛	持続的な農業を確立させるためには、農業経営や地域農業の発展のための方法、農業政策の評価、農産物に対する消費者ニーズの把握などの具体的な課題に対する経営・経済学的な接近が必要となる。これらに必要な理論、現状、課題等を学んだうえで討論を行う。 持続的な農業に関わる様々な課題に対して受講者自らが経営・経済学的な考察を行うことができるようになる。
世界経済特論 (Special Lecture on World Economy) I0210	2	1 後	Lau Chung Ming	本講義では世界経済の一体化、つまりグローバル化の過程を経済活動と国際政策協調の両面から学ぶことで、世界経済を理解するためのより専門的な知識や理論の習得を目指す。あわせて、世界経済情勢、多国籍企業の海外事業活動の実態を実証的に分析することで経済や社会の変化、変容過程を科学的に捉える。 世界経済情勢や多国籍企業の海外展開、各国・地域におけるグローバル化の進展、日本経済のグローバル化にくわえ、欧米やアメリカ、そしてアジア地域において起こっている事象の要因を多角的視点から分析し、理解できるようにすることを目的とする。
栽培学特論 (Agronomy) I0230	2	1 後	橋口正嗣	栽培学に関する概要について理解を深めることを目的とする。 栽培学についての概論を説明するとともに最新の研究成果を紹介し解説する。試験ほ場における数種の作物栽培の状況を見学し簡易な調査も実施する。
食品学特論 (Advanced Lecture for Food Science) I0240	2	1 後	山崎有美	食品は、栄養機能、嗜好機能、生体調節機能の3つの機能を有し、有毒・有害なものを含まない安全な天然物質及びその加工品を総称したもので、人の生活に必要不可欠なものである。食品は、長年に渡り地域社会と深いかかわりを持つ中で、郷土食、行事食などの食文化を形成しており、現在では、観光や地域ブランディング等にとって強力なコンテンツの一つとなっている。これらを背景にフードビジネスが全国的に推進されており、地域のニーズに対応し得る知識や技術を習得することは極めて重要である。本講義では、食品開発において重要となる栄養や衛生、製造等について実践を通して学び、食品分野において PDCA (Plan=計画、Do=実行、Check=評価、Action=改善) に基づいてフードビジネスを推進するために必要な手法を習得することを目的とする。
地域栄養管理学特論 (Advanced Lecture for Nutrition Management) I0350	2	1 後	永野ひかる	本講義では、コミュニティ（自治体、学校、職域等）における国内外の健康・栄養施策の動向を理解し、集団を対象とした食環境整備（自然に健康的になれる食環境づくり）による地域栄養活動を行う素地を身につけることを目標とする。講義内では地域の健康・栄養課題を理解するために必要な栄養学の知識を基礎、応用、臨床の順に系統立てて網羅的に取り扱う。続いて、コミュニティにおける健康・栄養課題を文献検索を行い、発掘し、健康増進計画策定・発表・議論を行う。

iv. D（人文社会資源科目）

授業科目名 (英語名) 講義コード	単 位 数	開講 時期	授業担当 教員	授業概要
コミュニケーションと 地域活性化特論 (Communication and Community Revitalisation,) I0250	2	1 後	福島三穂子	人口減少による地域の存続が危ぶまれる多くの地方の自治体は、移住者措置や観光促進などの地域活性化事業を行っている。本授業では、そういった地域活性化事業が地域の地元民（現場の人びと）によってどのように組織化されているのか質的方法論を用い分析する。持続可能な地域活動は、地域文化（歴史・伝統的慣習・伝統食など）を理解せずには始まらない。フィールドワーク・参与観察を行う中で、研究者としてそれらを理解するとともに、地元民自身がどう地域文化を捉え、価値を見出しているのか（見出していないのか）、特にそれらがどう地元民の語りに現れ表示されるのか、エスノグラフィックな研究プロセスの中で、データ収集し分析し、地元民による地元民のための地域活性化事業とは一体どういうものなのか理解を深める。
文化地理学特論 (Special Lecture on Cultural Geography) I0260	2	1 前	授業担当教員（中村周作）	学説史より文化地理学という学問の捉え方を学修した上で、その実践的な研究方法、研究成果を紹介していく。その上で、文化を核とする地域振興策を考えていく。
歴史学特論 (Advanced History) I0270	2	1 前	授業担当教員	歴史学の立場から地域資源を考えるための基礎的な知識や考え方について、フィールドワークを交えながら検討する。具体的には文化財を考察の対象とし、以下の2点について受講生と議論しながら検討する。 (1)宮崎県域（日向国）の歴史の特徴を、文化財と関連づけて検討する。 (2)宮崎県域の文化財の保存と活用の現状を調査し、今後のあるべき姿を検討する。
観光学特論	2	1 前	授業担当教	日本社会は、2003年の観光立国宣言を契機に、2016年に発表された観

(Advanced Lectures in Tourism Studies) I0280			員	光先進国へという新たな挑戦に向けてさまざまな取組を行ってきた。そこで、まずは、日本の観光政策を、植民地を対象に含む戦前以前のものから現在まで歴史的にたどる。また、2度目の東京オリンピック・パラリンピック開催に向けて大きく転換したインバウンドの状況についても把握する。 2020年からは新型コロナウイルス感染拡大により、インバウンドを含め観光には多大なダメージが及んでいる。しかし、一方でオンラインによる観光などの新たな形態も出現したことから、こうした変化についても捉えたいと考えている。with コロナ、after コロナ時代の観光のあり方などについても授業では議論したい。宮崎をはじめとする日本社会だけでなく世界を視野に、観光分野でのあるべき地方・地域の姿を考える。今学期の授業は基本的に同時双方向とオンデマンドの二つの方法を活用した遠隔授業形式で行う。
民俗学特論 (Japanese Folklore) I0300	2	1 後	鈴木 良幸	次代の地域づくりを鑑みると、民俗学は最先端の学問である。近代以降のいわゆる工業経済体制とマーケット経済に偏重した生活がもたらした社会問題にプレーキをかけられるかどうかは、地域に生きる人々が地域自然など地域存在との関係をどのように見直すことが出来るかにかかっている。この点で、生活習慣として営まれ、人々に意識されず社会的に見えない「伝承」を見直すことが重要な時代となった。「伝承」が地域社会システムの柱として、地域存在との関係づくりの役割を果たしてきたからである。 民俗学が対象としてきた「伝承」とは、ある文化圏において空間的・歴史的広がりをもつ社会的なシステムを指す。具体的には、しきたりなどの行為や口頭伝承などの語り、祭りなどの儀礼といった形をとり、継続性をもって伝えられてきた。こうした「伝承」は記録に残りにくい特性をもつ。民俗学は、こうした無形の対象を記録・分析することを可能とした学問である。そのため現地調査を最大の特徴としており、現地で得た記録を一次資料とする。この特徴から現在では、医療や社会福祉、臨床心理学、生死学、マーケティング分野などとの共同研究も注目されている。 一方、活動面から農耕、狩猟、儀礼などの詳細を明らかにすることはもちろん、行為の背後に形成された心性が解明されることが重要である。これにより、その「伝承」が持つ社会的意義や持続可能性との関わりが深く解明される可能性が広がる。 また近年、民俗学では「フォークローリズム」（長年伝えていた文化が別の文脈に置き換えられること）の研究が盛んとなり、伝統文化を利用した安易な観光化に警鐘を促す傾向が強くなっている。観光化されることによって、「伝承」がもつ従来の意義が崩壊する場合すらある。 以上をふまえ、受講生との意見交換をおこないながら、地域社会にとって「伝承」とは何かを考え、地域社会のシステム（民俗事例）としての実相を明らかにしていく。それを通して現代社会の抱える問題の把握に資することを企図している。有形無形を問わず伝承されたシステムを深く究明し、地域の人々が伝えようとした「心」を含めた現代的意義を知る手掛かりをつくっていく。

- (4) 地域資源利活用論科目群（指定科目）…指定科目とする他研究科等既設科目（21科目）は2科目（4単位）までを修了要件の所要単位に含めることを可能とする。

i. 看護学研究科

授業科目名 (英語名) 講義コード	単 位 数	開講 時期	授業担当 教員	授業概要
地域看護学特論 (Advanced Community Health Nursing) LQ200	2	1 前	★板谷 智也 吉永砂織	地域住民が主観的・客観的な指標に基づいて自らの健康状態を評価し、主体的に健康増進や生活リハビリに努められよう、ヘルスプロモーションや行動科学の視点に立ったアプローチ法、地域看護活動の展開方法を教授する。
成人・老年療養支援看護学特論 (Adult and Gerontological Nursing) LQ260	2	1 前	★柳田俊彦 木下由美子、 金岡麻希 伊豆倉理江子 内田 倫子	看護の対象者となる患者やその家族の QOL 向上を目指して、関連する諸理論や文献を活用して対象の理解を深める（がん看護や薬物療法における看護を中心に行う）。さらに、健康破綻の予防から各段階における看護的課題を明らかにするとともに、家族を含む対象へのセルフケア向上を目指した看護援助のあり方や方策について探求する。

ii. 工学研究科

授業科目名 (英語名) 講義コード	単 位 数	開講 時期	授業担当 教員	授業概要
海岸環境工学特論 (Advanced Coastal) YRE31	2	1 前	村上啓介	海岸における土木工学に関わる諸現象を理解するために必須となる海岸波動と海浜過程を理解する。まず初めに、基礎となる波動理論について講義を行い、次いで耐波設計の考え方、海浜過程について講義する。
環境防災水理学特論 (Environmental and disaster management hydraulics) YREC1	2	1 後	入江光輝	水の流れは土砂、流木、栄養塩、有害物質など様々な浮遊物質と溶存物質を輸送し、災害や環境問題を生じさせる。本講義では流れによる物質輸送の基礎的な解析方法について学ぶとともに、防災と環境保全の観点からその応用について議論する。様々な流れの状態を正しく理解すると共に、管水路および開水路の流れの基礎を十分に理解させることを目的とする
廃棄物循環資源学特論 (Advanced Material Recycle and Waste Management) YRE61	2	1 前	関戸知雄	廃棄物を資源として循環利用する社会の形成は、地球環境保全やエネルギー資源保全のために必要な考え方・概念である。本講義では、廃棄物の発生からリサイクル、処理について要素技術を習得を目的とする。さらに、循環型社会を支える社会的枠組みおよび廃棄物処理に関する国際的動向について理解することを目的とする。
交通地盤工学 (Transportation Geotechnics) YRED1	2	1 前	福林良典	地域社会の活力の向上に、交通インフラは重要な役割を担う。人、モノ、カネの移動や流通を支える機能面での役割のみならず、地域の公共財としての役割がある。「道普請」という言葉があるように、地域の人々が老朽化の進む交通インフラを、行政と連携しながら維持管理するなど、地域での協働の事例やモデルが実践されている。この講義では、効果的な交通インフラの維持管理を実践していくうえで不可欠な、交通荷重を支持する地盤に関する工学の基礎を学習する。身近な交通インフラがその物理的特性や社会的役割を踏まえ、地盤工学の理論・知識を活かしどのように設計・施工や維持管理されているかを理解する。地域の交通インフラの新規建設や維持管理に関して、行政と住民の協働による事業計画を立案できるようにする。
再生可能エネルギー論 (Study of renewable energy) YRF71	2	1 後	吉野賢二	再生可能エネルギー利用技術の教授を基本とする講義で、風力、水力、太陽光発電などを学習する。半導体の基礎的知識を学び、半導体デバイスの原理を理解し、新しい材料の開発やデバイスを作製および評価のできる知識を養うことを目的とする。
データ解析特論 (Advanced Lecture on Data Analysis) YRM11	2	1 前	廿日出男	最小二乗法による曲線フィッティングについて、線形最小二乗法の解法、非線形最小二乗法の種々のアルゴリズム、フィッティングの評価などの統計学的・数値解析的な基礎を習得させ、手法の適用限界を理解させる。さらに、確率分布に従う乱数の生成手法、モンテカルロ法によるシミュレーション技法について解説する。これらの数値的手法を工学的な問題に適用する実践力を養成するために、R言語を用いて実データを解析する演習を行う。
オペレーションズ・リサーチ特論 (Advanced Lecture on Operations Research) YRM61	2	1 前	池田諭	現実の問題を数理モデルとして定式化し、それを解決することの意義を知ってもらう。

iii. 農学研究科

授業科目名 (英語名) 講義コード	単 位 数	開講 時期	授業担当 教員	授業概要
果樹園芸学特論 (Advanced Pomology) 2Z030	2	1 後	★鉄村琢哉 本勝千歳	国内および海外の大学や果樹試験場等の最先端の研究の現状を紹介し、その研究内容について解説する。また、国内外の果樹栽培事情についても紹介することにより、現在の果樹栽培が抱えている問題について説明する。 なお、本講義は復習を重視しており、講義の初めに前回講義における疑問点、感想等を書かせるのでしっかり復習を行うこと。
農業経営経済学特論 (Advanced Study of	2	1 後	★狩野秀之 山本直之	持続的な農業を確立させるためには、農業経営や地域農業の発展のための方法、農業政策の評価、農産物に対する消費者ニーズの把握などの具体的な課題に対する経営・経済学的な接近が必要となる。本講義

Farm Management and Agricultural Economics)				では、持続的な農業に関わる様々な課題に対して受講者自らが経営・経済学的な考察を行うことができるようになる。
2Z100				
農業技術発達論 (Development of Agricultural technique)	2	1 前	宇田津徹朗	水田の立地や造成および灌漑排水の技術を基軸として、日本を中心とした東アジアの水田稲作技術の発達史と今日の関係する農業問題について論じる。
2Z110				
森林経済学特論 (Advanced Forest Economics)	2	1 前	藤掛一郎	林業経営に関する経済学的理解を深めることを目的に、森林経済学の発展的内容を講義する。第一に、農林業経営の課題として、経済発展と農林業、農林業家族経営について学ぶ。第二に、林業事業体の課題として、林業事業体、森林組合の位置付け、その発展の軌跡について学ぶ。第三に、林業経営の理解として、育林経営の長期性が林業経営体の経営行動にもたらす影響について学ぶ。
3Z040				
水循環科学特論 (Hydrological Science)	2	1 前	竹下伸一	この講義では、水循環について科学的に深く理解することを第一の目的とする。 また、深い知識に基づいた幅広い水に関する事象について見識を深め、専門家としての知見を示せるのみならず、一市民としての意見を提示できるようになることを目的とする。
3Z090				
国土管理保全学特論 (Advanced Land Conservation and Management)	2	1 後	篠原慶規	森林水循環過程や、水循環に大きな影響を与える気象について学び、河川の流出量について計算を行ないます。皆伐や間伐などの森林変化が、洪水や水資源と密接に関わる河川の流出量に与える影響を調べることで、国土管理のあり方について探求することを目的とします。
3Z120				
食品機能化学特論 (Advanced Lecture for Functional Food Chemistry)	2	1 前	★山崎正夫、 山崎有美、小 川健次郎	食品成分の化学的特性と抗酸化物質の細胞や生体に対する作用を中心に講述し、食品に含まれている多様な成分の化学的特性と生理機能に関する新しい知見を修得し、説明できるようにする。食品機能化学の研究者として必要な素養を修得させる。
4Z090				
畜産食品科学特論 (Advanced Meat and Milk Sciences)	2	1 後	★仲西友紀 河原聡	肉、乳、卵およびこれらの加工品に関して、製品開発や商品流通の際に重要となる食品の規格基準について解説する。また、これら食品の品質管理に必要な基礎的な食品化学的特性について視覚教材を用いて解説すると共に、最新の加工製造技術や食品機能に関する話題を紹介する。
4Z100				
海岸生態学特論 (Coastal Ecology)	2	1 後	村瀬敦宣	海岸は人間活動と最も接点の多い生態系の一つであり、人間社会はそこから多種多様な恩恵を受けると同時に、様々なインパクトを与えてきた。このことを背景に、本講義では各種の海岸生態系について概説し、そこにおける生態学的研究の意義について解説する。さらに受講生には海岸生態系と人間活動に関するトピックをあげてもらい、問題点や解決策について紹介してもらうことで、受講者の論理的な洞察力とプレゼンテーション能力の向上を目指す。
5Z130				
動物生理栄養学特論 (Advanced Animal Physiology and Nutrition)	2	1 前	★高橋俊浩 徳永忠昭	家畜を中心とした栄養生理について学ぶ。家畜栄養学や栄養生理学の最新の成果を専門書と学術論文から選び、講述する。
6Z020				
暖地草地管理学 (Grassland Management in the Warm Region)	2	1 後	★井戸田幸子 石垣元気 新見光弘	この科目は「動植物の生産に関する高度な専門知識」、「自然環境と調和のとれた持続的家畜生産に寄与できる能力」などを養う科目です。
6Z070				

(5) 実践研究…必修科目

授業科目名 (英語名) 講義コード	単 位 数	開講 時期	授業担当 教員	授業概要
実践研究 I	2	1 後	指導教員	「実践研究 I」は、卒業論文の取り組みや職場（社会人の場合）、指

(Practical Studies I) I0310				導教員の助言などを踏まえて特定のフィールド（地域）を設定し、指導教員の指導のもとで特定のフィールドの地域的特性の把握を行うとともに、フィールドにおける学術的課題の設定と課題解決にむけた関係者と連携したアクションリサーチ（共同実践研究）のための関係性の構築を図るものである。 そのため「地域学特論」、「地域資源特論」の履修をふまえたフィールドの地域的特性と地域資源の理解のもとに、行政機関や関係団体・企業等を訪問し、フィールドおよびフィールドにおける学術的課題に関する文献・資料・統計・データ等を入手するとともに、これらの情報を整理する。さらに、フィールドにおける行政・各種団体担当者および企業・住民等の多くの関係者との積極的なコミュニケーションによる関係性の構築を図り、フィールドが抱える複数の課題を抽出し、それぞれの背景について理解を深める。また、必要に応じて地域においてインターンシップ（就業体験）を行い、地域の理解に努めるものとする。そして、これらを精査し取り組むべきフィールドにおける学術的課題を設定する。
実践研究Ⅱ (Practical Studies II) I0320	2	2 前	指導教員	「実践研究Ⅱ」は、「実践研究Ⅰ」において最終的に設定した特定フィールド（地域）における学術的課題について行政・各種団体・住民・企業等の関係者とのアクションリサーチ（共同実践研究）を通じてその課題解決に取り組むものである。また、引き続き必要があれば地域においてインターンシップ（就業体験）を行い、地域の課題の理解に努めるものとする。 そのため、指導教員の指導のもと関係者と連携して課題解決にむけた学術的アプローチに必要なアンケートやヒアリング、必要なデータの収集等を実施し分析と考察を行う。また、これらの結果を関係者にフィードバックしこれらを共有しながら、結果の背景・要因の考察とともに課題の解決のための方法について考察する。

（６）特別研究…必修科目

授業科目名 (英語名) 講義コード	単 位 数	開講 時期	授業担当 教員	授業概要
特別研究 (Special Studies) I0330	8	1・2 通	指導教員	修士の学位にふさわしい研究水準を満たすために必要なアカデミックスキルの習得、当該研究領域に関する基本文献・参考文献の収集・サーベイ及び研究成果の取りまとめや発表等に関する研究指導を実施する。さらに、指導教員および研究分野に関連する教員が参加する研究報告会を実施し、アカデミックスキルのさらなる向上と研究の質的向上を図る。

研究科規程集

○宮崎大学大学院地域資源創成学研究科規程

〔 令和2年4月1日
制 定 〕

改正 令和2年12月15日 令和3年5月24日
令和3年7月28日 令和5年1月18日
令和6年1月24日 令和7年3月19日

(趣旨)

第1条 宮崎大学大学院地域資源創成学研究科（以下「研究科」という。）に関する事項は、宮崎大学学務規則（以下「学務規則」という。）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(目的)

第2条 研究科は、地域に賦存する多様な地域資源の利活用から新しい創造的価値の創出を行い、今後の社会経済環境の変化に対応できる強靱で持続可能な地域社会の形成を推進・実現するための高度な専門性を確保した人材を養成することを目的とする。

(教育組織)

第3条 研究科に、教育組織として、次の専攻を置く。

修士課程

地域資源創成学専攻

(入学者の選考)

第4条 入学志願者は、指定の期日までに、入学願書に所定の書類及び検定料を添えて学長に提出しなければならない。

第5条 入学志願者の選考は、志願する専攻を修めるために必要な学力及び能力について行う。

2 前項の選考の方法及び時期は、研究科委員会が定める。

(入学手続)

第6条 合格者は、指定の期日までに、所定の書類に入学料を添えて入学手続をしなければならない。

(授業科目及び単位数)

第7条 授業科目及び単位数は、別に定める。

(指導教員)

第8条 学生の授業科目の履修、研究及び学位論文指導は、学生ごとに置く主指導教員1名及び副指導教員2名（以下「履修指導グループ」という。）により行うものとする。

2 主指導教員は、研究指導を担当する資格を有する教授、准教授、講師又は助教とし、学生の入学時に決定する。

3 副指導教員は、研究指導又は研究指導の補助を担当する資格を有する教授、准教授、講師又は助教とする。

4 副指導教員は、主指導教員が当該学生と協議のうえ選定し、研究科委員会が決定する。

(履修科目及び研究指導計画に係る手続)

第9条 主指導教員は、学生が入学するときに提出する研究テーマ及び計画の達成に向け計画的な履修科目の修得になるよう指導を行う。

2 主指導教員は、学年初めに学生と協議のうえ、履修科目及び研究指導にかかる計画等を明記した研究指導計画書を研究科長に届け出るものとする。

(履修方法)

第10条 学生は、当該専攻に係る授業科目について、30 単位以上を修得しなければならない。

2 学生は、指導教員が教育上必要があると認めるときは、本学の他の研究科の授業科目を履修し、かつ、必要な研究を行うことができる。ただし、当該研究指導を受ける期間は1年を越えないものとする。

3 学生は、指導教員が教育上必要があると認めるときは、他大学の大学院（外国の大学院を含む。）の授業科目を履修し、又は他大学の大学院・研究所等（外国の大学院又は研究所等を含む。）において必要な研究を行うことができる。ただし、当該研究指導を受ける期間は1年を越えないものとする。

4 第2項及び第3項の規定により修得した単位は、研究科委員会の議を経て10 単位までを修了要件の単位に算入することができる。

5 前項のほか、入学前に大学院（外国の大学院を含む。）で修得した単位は、研究科委員会の議を経て10 単位まで修了要件の単位に算入することができる。

(教育方法の特例)

第11条 教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において、授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(学修評価方法)

第12条 授業科目を履修した学生に対しては、試験又は研究報告、レポート等も含めた多様な学修評価方法により成績評価を行うものとする。

2 授業担当教員は、クォーター制については各期の最終回に、2 学期制については学期の途中及び学修評価期間に、試験を実施することができるものとする。なお、授業担当教員に退職又は事故あるときは、研究科委員会が指名した他の教員が行う。

3 前項の試験を実施する場合は、事前にシラバスに明記し学生に周知するものとする。

(単位認定)

第13条 単位認定は、前条の方法により、授業担当教員が行う。

2 第10条第4項及び第5項により修得した単位を本研究科において修得したものとみなす場合の認定は、研究科委員会が行う。

3 転入学前及び再入学前に大学院で履修した科目単位数及び在学年数は、研究科委員会の議を経て算入することがある。

4 履修科目の成績は、それぞれ100 点満点で60 点以上を合格とし、所定の単位を与え、60 点未満を不合格とし、単位を与えない。

5 成績は、秀・優・良・可・不可の評語を用いて表し、それぞれの成績評価基準及び対応する評

点について、各教員が定める科目の到達目標に従って次のように定める。

秀：評点 90 点以上（到達目標を特に優秀な水準で達成している。）

優：評点 89～80 点（到達目標を優秀な水準で達成している。）

良：評点 79～70 点（到達目標を良好に達成している。）

可：評点 69～60 点（到達目標の必要最低限は達成している。）

不可：評点 60 点未満（到達目標の必要最低限を達成していない。）

- 6 成績評価を受ける資格を有する者で定期試験等を受験しなかった者は、不合格の取り扱いとする。

（成績評価に関する申立て）

第 14 条 成績評価を受けた者で成績評価に異議がある場合には、原則として、当該学期内に本研究科教務・学生支援係を通じて副学部長（教務担当）に申立てをすることができる。

（学位論文の提出）

第 15 条 学位論文は、本研究科に 1 年以上在学した者で、かつ、所定の科目 30 単位以上を修得し、又は修得見込の者でなければ提出することができない。

- 2 学位の審査を受けようとする者は、指定した期日までに所定の審査を受け、所定の申請書類とともに学位請求論文を研究科長に提出しなければならない。

- 3 研究科委員会が適当と認めるときは、特定の課題についての研究の成果の提出をもって学位論文の提出に代えることができる。

（学位論文審査）

第 16 条 研究科委員会は、論文審査を付託されたときは、主指導教員 1 名及び副指導教員 2 名を含む 3 名以上の教員からなる学位論文指導委員会により、論文の審査及び最終試験を行う。
なお、詳細については、別途定める。

（最終試験）

第 17 条 最終試験は、第 10 条に定める履修方法により、所定の単位を修得し、学位論文を提出した者について行う。なお、詳細については、別途定める。

（追審査・追試験）

第 18 条 研究科委員会が特に必要と認めた場合は、追審査及び追試験を行うことがある。

- 2 追審査及び追試験の実施は、研究科委員会において適宜定める。

- 3 追試験は、特別欠席の事由とともに定期試験終了後 1 週間以内に教務・学生支援係に届け出るものとする。ただし、事由解消等により、当該期間以上の時間を要した場合はこの限りではない。

（不正行為）

第 19 条 不正行為を行った者は、宮崎大学学務規則第 42 条の規定に基づき懲戒する。また、不正行為を行った当該学期の地域学科目、地域資源論科目群、地域資源利活用論科目群（指定科目を除く）、実践研究及び特別研究の成績は、すべて無効とする。

（休学・退学・除籍・復学・再入学）

第20条 休学、退学、除籍、復学及び再入学については、宮崎大学学務規則の規定を準用する。

(科目等履修生)

第21条 科目等履修生としての入学資格は、学校教育法第83条に定める大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者とする。

- 2 科目等履修生として入学を志願する者は、履修期間及び履修科目等を記載した願書に履歴書、身体検査書及び検定料を添え、学長に提出しなければならない。
- 3 前項の志願者については、研究科委員会において、学力及び能力を検査の上選考する。
- 4 科目等履修生として合格した者は、指定の期日までに入学料を納付し、入学手続きをしなければならない。
- 5 科目等履修生の在学期間は、6月又は1年とする。ただし、引き続き在学を願い出たときは、在学期間の延長を許可することがある。
- 6 科目等履修生は、履修した科目について所定の試験を受けて単位を修得することができる。
- 7 研究科長は、科目等履修生が願い出るときは、単位修得証明書又は科目等履修生証明書を交付する。
- 8 科目等履修生の受け入れについては、別途定める。

(特別聴講生)

第22条 学務規則第88条に定める特別聴講生については、第18条から前条までを準用する。

(研究生)

第23条 研究生としての入学資格は、学校教育法第99条に定める大学院を修了した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者とする。

- 2 研究生として入学を志願する者は、研究期間及び研究題目を記載した願書に履歴書、身体検査書及び検定料を添え、学長に提出しなければならない。
- 3 前項の志願者については、研究科委員会において、学力及び能力を検査の上選考する。
- 4 研究生として合格した者は、指定の期日までに入学料を納付し、入学手続きをしなければならない。
- 5 在学期間は、6月又は1年とする。ただし、引き続き在学を願い出たときは、在学期間の延長を許可することがある。

(外国人留学生)

第24条 外国人で研究科の学生、研究生として入学を志願する者については、前条までの規定によるほか、宮崎大学外国人留学生規程により取り扱う。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年12月15日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和 3 年 5 月 24 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和 3 年 7 月 28 日から施行する。
- 2 この規程施行の日に現に在学している研究生については、改正後の第 22 条第 1 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規程は、令和 5 年 1 月 18 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の規程は、令和 7 年度以降に在籍する全ての学生に適用する。

○宮崎大学大学院地域資源創成学研究科の学位論文審査及び最終試験に関する取扱い要項

〔 令和 2 年 4 月 1 日 〕
制 定

改正 令和 3 年 3 月 29 日

(趣旨)

第 1 条 宮崎大学学務規則第 77 条及び第 78 条に基づく学位論文の審査及び最終試験の取扱いは、宮崎大学大学院地域資源創成学研究科規程に定めるもののほか、この要項の定めるところによる。

(学位論文の提出方法)

第 2 条 学位論文の審査を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、申請に先立ち、提出予定年次における所定の期間内に学位（修士）論文題目届（別紙様式 1）を地域資源創成学研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）へ提出しなければならない。

2 研究科委員会は、申請者ごとに主指導教員 1 名及び副指導教員 2 名を含む 3 人以上の教員からなる学位（修士）論文指導委員会（以下「論文指導委員会」という。）を当該年度の前学期中に設置する。なお、論文指導委員会には、必要に応じ他の大学院又は研究所等の教員等を加え、指導にあたって助言を行うことができる。

3 申請者は、論文指導委員会による論文指導のもと、学位論文の提出締切日までに論文指導委員会が開催する中間報告会にて 2 回報告する。

4 申請者は、論文作成要領に基づき作成した学位論文について主指導教員の承認を得たうえで、所定の期日までに学位論文概要（別紙様式 2）及び学位論文審査申請書（別紙様式 3）を添えて研究科長に提出しなければならない。

(審査の方法)

第 3 条 研究科長は、提出された学位論文の審査を研究科委員会に付託する。

2 研究科委員会は、論文指導委員会により学位論文審査及び最終試験を行う。なお、論文指導委員会委員に退職又は事故あるときは、研究科委員会が指名した他の教員等が行うことができる。

(公開審査会)

第 4 条 論文指導委員会は、学位論文審査終了後、次の要領で公開審査会（以下「審査会」という。）を開催する。

(1) 審査会は原則公開とし、その日時・場所を告示する。ただし、特別な事情により非公開とする学位論文がある場合は、主指導教員 1 名及び副指導教員 2 名で構成される履修指導グループの申請に基づき、研究科委員会の議を経て当該学位論文に係る審査会を非公開とすることができる。

(2) 申請者は、審査会において学位論文の内容を発表し、必要に応じて、質疑に答えなければならない。

(3) 論文指導委員会委員は、審査を行った学位論文に係る審査会に出席する。

(最終試験)

第 5 条 最終試験の成績は、論文指導委員会が前条の審査会を聴聞し、関連する事項につき試問した結果に基づいて判定する。

(報告)

第 6 条 論文指導委員会は、学位論文の審査及び最終試験について、主指導教員 1 名及び副指導教員 2

名の全会一致方式による学位の認定に係る審査要旨及び最終試験結果を記した学位論文及び最終試験審査報告書（別紙様式4）を作成し、研究科委員会に報告する。

3 研究科委員会は前項の報告を受け、合否の判定を行い、判定結果を学長へ報告する。

4 学長が決定した学位授与の結果については、研究科委員会が申請者に通知する。

（保存）

第7条 学位論文は、審査終了後1部を宮崎大学附属図書館に保存する。ただし、当該学位論文が非公表とされた場合は、この限りではない。

（特定の課題）

第8条 学生が学位論文に代えて特定の課題についての研究成果の審査等を希望する場合は、この要項の規定を次表のとおり読み替えて準用する。

次表

読み替えられえる字句	読み替える字句
学位論文	リサーチペーパー
学位（修士）論文題目届	研究題目届
学位（修士）論文指導委員会	課題研究指導委員会
論文指導委員会	課題指導委員会
学位論文概要	課題概要
学位論文審査申請書	課題審査申請書
学位論文及び最終試験審査報告書	課題及び最終試験審査報告書

（その他）

第9条 学位論文審査及び最終試験に関し、この要項に定めのない事態が生じたときは、その都度、研究科委員会の決するところによる。

附 則

この要項は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和3年3月29日から施行する。

学位（修士）論文題目届

宮崎大学大学院地域資源創成学研究科長 殿

提出日： 年 月 日

以下のとおり、題目等を届け出ます。

入学年度	
学籍番号	
氏 名	
主指導教員	

題 目	
-----	--

※本届出書の提出をもって、卒業研究の科目登録を行います。
※題目は予定で構いません。

(元号) 年度宮崎大学大学院地域資源創成学研究科学位論文概要

氏名： (元号) 年度入学
地域資源創成学専攻

主指導教員：

論文題目：

※ワープロを使用し、本文はA 4 用紙に 1 0 ～ 1 2 ポイントで 3 6 行以内に書く。

主指導教員承認

(自署)

学 位 論 文 審 査 申 請 書

(元号) 年 月 日

宮崎大学大学院地域資源創成学研究科長 殿

このたび、宮崎大学大学院地域資源創成学研究科の学位論文審査及び最終試験に関する取扱い
要項第2条に基づき、地域資源創成学研究科修士（地域資源創成学）の学位論文の審査を受けた
いので、審査くださるようお願いいたします。

申請者

(元号) 年度入学 地域資源創成学専攻

氏名

(自署)

論文題目

(元号) 年度宮崎大学大学院地域資源創成学研究科
学位論文及び最終試験審査報告書

氏 名：_____

論文題目：_____

審 查 結 果 學位論文 (合否) _____

最終試験 (合否) _____

审查要旨

(元号) 年 月 日

審查委員 主指導教員 _____ (自署)

副指導教員 _____ (自署)

副指導教員 _____ (自署)

研 究 科 委 員 会 殿

○宮崎大学大学院地域資源創成学研究科における長期履修に関する細則

〔 令和 2 年 4 月 1 日 〕
制 定

(趣旨)

第 1 条 この細則は、宮崎大学学務規則（以下「学務規則」という。）第 72 条第 2 項の規定に基づき、宮崎大学大学院地域資源創成学研究科における長期にわたる教育課程の履修（以下「長期履修」という。）に関し必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この細則において「長期履修」とは、学務規則第 63 条第 1 項に規定する標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することをいう。

(資格)

第 3 条 長期履修を希望できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 職業を有する者（自営業及び臨時雇用を含む。）
- (2) 家事、育児、介護等を行う必要がある者
- (3) その他地域資源創成学研究科長（以下「研究科長」という。）が、長期履修することが必要と認めた者

(申請手続)

第 4 条 長期履修を希望する者は、所定の期日までに次に掲げる書類を研究科長に提出するものとする。

- (1) 長期履修申請書（別紙様式 1）
- (2) 在職証明書又はそれに代わるもの
- (3) その他必要と認める書類

2 前項に規定する書類の提出期限は、原則として次のとおりとする。

- (1) 1 年次から希望する者については、入学手続期間までとする。
- (2) 2 年次以降から希望する者については、長期履修開始前年度の 2 月末までとする。

(許可)

第 5 条 長期履修の許可は、宮崎大学大学院地域資源創成学研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）の議を経て研究科長が行う。

2 研究科長は、前項の規定により長期履修を許可した場合は、長期履修に係る履修計画並びに授業料及びその徴収方法等について、長期履修を許可された者（以下「長期履修学生」という。）に通知するものとする。

(履修)

第 6 条 長期履修学生は、研究科長が定めた履修計画に従い、計画的な履修を行わなければならない。

(長期履修の期間)

第 7 条 長期履修が認められる期間（以下「長期履修期間」という。）は、1 学年を 2 年で履修することを原則とし、次のとおりとする。

- (1) 1 年次からの長期履修学生については、4 年以内とする。

(2) 2年次からの長期履修学生については、未修学年数の2倍に相当する年数以内とする。

(在学期間)

第8条 長期履修学生の在学期間は、6年を超えることができない。ただし、長期履修期間が4年に満たない者は、長期履修期間に2年を加えた年数を超えることはできないものとする。

(履修期間の変更)

第9条 長期履修学生は、原則として1回に限り、長期履修期間を変更することができる。

2 長期履修期間の変更を希望する者は、適用する年次の前年度の2月末までに、長期履修期間変更申請書(別紙様式2)を研究科長に提出するものとする。ただし、最終年次の者にあつては、学位論文提出が可能な場合、その限りではない。

3 長期履修期間の変更は、研究科委員会の議を経て、研究科長が許可する。

(授業料)

第10条 長期履修学生が納付する授業料の額は、国立大学法人宮崎大学授業料その他の費用に関する規程の定めるところによる。

(雑則)

第11条 この細則に定めるもののほか、長期履修に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この細則は、令和2年4月1日から施行する。

長期履修申請書

年 月 日

宮崎大学大学院地域資源創成学研究科長 殿

氏名 _____

下記のとおり、長期履修を希望したいので申請します。

記

1. 入学年度	年度 (月入学)
2. 長期履修計画年数	年 月 日 ~ 年 月 日まで
3. 長期履修を必要とする理由	
4. 主指導教員	

長期履修期間変更申請書

年 月 日

地域資源創成学研究科長 殿

氏名 _____

下記のとおり、長期履修期間を変更したいので申請します。

記

1. 入学年度	年度 (月入学)
2. 長期履修許可年数	年 月 日 ~ 年 月 日まで
3. 長期履修変更年数	年 月 日 ~ 年 月 日まで
4. 長期履修期間を変更する理由	
5. 指導教員	

○地域資源創成学研究科専門科目の成績評価に対する異議申立てに関する申合せ

令和 2 年 1 2 月 1 5 日
地域資源創成学研究科長決定

改正 令和 3 年 1 1 月 1 8 日 令和 7 年 3 月 1 9 日

第 1 この申合せは、宮崎大学大学院地域資源創成学研究科規程第 14 条に基づき、成績評価に対する申立てに関し必要な事項を定める。

第 2 学生は、当該期の履修科目に係る成績評価について、次の各号の一に該当する場合、その成績評価を受けた者に限り、当該学期内に別紙 1 により地域資源創成学部・地域資源創成学研究科教務委員会委員長（以下「教務委員長」という。）に異議を申し立てることができる。ただし、成績評価の合否発表から起算して 3 週間を経過した日が当該学期を超える場合には、成績評価の合否発表から起算して 3 週間以内に限り申立てをすることができる。

また、修了期にある者については、成績評価の合否発表から起算して 1 週間以内に限り申立てをすることができる。

- (1) 成績の誤記入等、授業担当教員の評価誤りと思われるもの
- (2) シラバス又は授業担当教員の説明等により周知している成績評価の方法から逸脱した評価であると思われるもの
- (3) その他異議申立てを行うにあたり合理的又は客観的な根拠があるもの

第 3 教務委員長は、申立てを受けた場合、適宜、学生及び授業担当教員から事情を聴取し、その結果を踏まえて教務委員会において協議し、対処するものとする。なお、授業担当教員が教務委員長である場合にあっては、教務委員会副委員長が対処するものとし、教務委員会委員である場合にあっては、当該委員を教務委員会における協議に加えないものとする。

第 4 第 3 において、対処できないと教務委員会で判断したときは研究科長が対処するものとする。

第 5 教務委員長または研究科長は、申立てをした学生に対して対処結果を通知するものとする。

附 則

この申合せは、令和 2 年 1 2 月 1 5 日から実施する。

この申合せは、令和 3 年 1 1 月 1 8 日から実施する。

この申合せは、令和 7 年 3 月 1 9 日から実施する。

地域資源創成学研究科教務委員会委員長 殿

成績評価に対する異議申立て（地域資源創成学研究科）

申立日	年 月 日	
申立者	氏 名 : 学籍番号 :	
授業科目名 (授業担当教員)	()	
【申立ての区分】（該当する番号に○を付してください） (1) 成績の誤記入等、授業担当教員の評価誤りであると思われるもの (2) シラバス又は授業担当教員の説明等により周知している成績評価の方法から逸脱した評価であると思われるもの (3) その他異議申立てを行うにあたり合理的又は客観的な根拠があるもの 【具体的な内容】（記述）		
以下、大学記入欄		
教務・学生支援係提出日	教務委員会による審議日	学生へ回答した日
年 月 日	年 月 日	年 月 日

【提出先：教務・学生支援係】

○地域資源創成学研究科における指導教員変更に関する申合せ

令和 2 年 9 月 2 5 日
地域資源創成学研究科長決定
改正 令和 3 年 3 月 2 9 日

(趣旨)

第 1 地域資源創成学研究科において主指導教員又は副指導教員（以下「指導教員」という。）を変更する場合の手続きについては、この申合せによるものとする。

(変更事由)

第 2 指導教員の変更は、次の各号のいずれかに該当する場合に行う。

- (1) 学生の研究内容に変更が必要と考えられる場合
- (2) 指導教員が退職又は異動により指導を継続できない場合
- (3) その他、研究科長が指導教員の変更を適当と認める場合

(学生の希望による変更)

- 第 3 学生は、副指導教員の変更を希望する場合は主指導教員に、主指導教員の変更を希望する場合は副指導教員に申し出る。
- 2 申し出を受けた指導教員は、当該学生から事情を聴取し、教育上有益であると判断する場合は、履修指導グループ及び新指導教員の承諾を得たうえで、指導教員変更願（別紙様式 1）に研究指導計画書を添えて教務委員会に提出する。
 - 3 教務委員会は、指導教員変更願（別紙様式 1）及び研究指導計画書を審査し、教育上有益であると判断する場合は、研究科委員会へ上申するものとする。
 - 4 研究科長は、研究科委員会の議を経て変更の可否を決定する。

(退職等による変更)

- 第 4 教員の退職等により指導教員を変更する場合、履修指導グループは、学生と協議し、新指導教員を選定の後、当該教員の承諾を得たうえで、指導教員変更願（別紙様式 1）に研究指導計画書を添えて教務委員会に提出する。
- 2 教務委員会は、指導教員変更願（別紙様式 1）及び研究指導計画書を審査し、手続き上の不備がない限り変更を認め、研究科委員会へ上申するものとする。
 - 3 研究科長は、研究科委員会の議を経て変更の可否を決定する。

(選定方法)

- 第 5 主指導教員を変更する場合は、現副指導教員 2 人のうちから主指導教員を選定する。
- 2 副指導教員を変更する場合は、他の指導教員の研究領域を考慮した上で選定する。

この申合せは、令和２年９月２５日から実施する。

附 則

この申合せは、令和３年３月２９日から実施する。

地域資源創成学研究科長 殿

年 月 日

(自署)

※主指導教員変更の場合は副指導教員が自署

副指導教員のみ変更の場合は主指導教員が自署

年度入学生 に係る指導教員を、当該教員の承諾を得て下記のとおり変更したいので、承認手続き方よろしくお取り計らい願います。

記

変更 する 教員	☐ 主 指 導 教 員
	☐ 副 指 導 教 員

学籍番号	
------	--

変 理	更 由	
変 更 希 望 年 月 日		年 月 日 ～ (原則：4月1日～)

変 更 前	主 指 導 教 員	
	副 指 導 教 員	
	副 指 導 教 員	

変 更 後	主 指 導 教 員	
	副 指 導 教 員	
	副 指 導 教 員	

◎変更しない指導教員についても、「変更前」・「変更後」両方に氏名を記入ください。